

平成26年11月12日

とめよう「外環の2」ねりまの会 御中

東京都都市整備局都市基盤部
外かく環状道路担当課長
武田 光一

平成26年10月24日に貴会より提出された「外環の2 都市計画変更案
についての質問書」について、下記のとおり回答します。

記

- 1 外環の2は、昭和41年、高速道路の外環と一体となって自動車交通に対処するとともに、地域の利便性向上や沿線のまちづくりに寄与するなど、都内の都市計画道路ネットワークの一部として都市計画決定されています。
平成13年4月、国とともに公表した「東京外かく環状道路（関越道～東名高速）の計画のたたき台」において、高速道路の外環は、外環の2が持つ広域的な交通を処理する機能を分担するものとして計画しており、外環の2の廃止を前提としたものではありません。
- 2 外環の附属街路は、昭和41年、高架構造で計画された外環沿いにお住まいの方の出入りを確保するために計画されました。平成19年、外環を地下方式に変更したことに伴い、機能として不要となる附属街路については廃止しました。
昭和41年、都内の都市計画道路ネットワークの一部として都市計画決定された外環の2は、平成19年、外環を地下方式に変更した際、関係区市等から出された要望を踏まえ、必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進めてきました。
- 3 国と都は、平成14年11月に東京環状道路有識者委員会からいただいた最終提言を尊重し、平成15年1月、「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）に関する方針について」を公表しました。それを基に、沿線自治体との意見交換等を行い、地上部街路等の記載を追加し、同年3月に改めて方針として公表しました。
- 4 平成25年12月、外環の2の練馬区間の整備のあり方として、複数案（3案）を公表しました。その後開催した「広く意見を聴く会」やオープンハウスでは、将来世代のためにも幅の広い道路にすべき、幅員40メートルでは地域分断や歩行者の横断が心配、歩行者と自転車の通行空間を分離すべき、などのご意見をいただきました。
また、地元練馬区は、区民の意見を聴取した上で、平成26年2月、

「外環の2に関する今後の取組方針」を策定しました。練馬区からは、南北交通に資する重要な都市計画道路との認識のもと、歩行者や自転車の快適な通行空間の確保などに配慮して、早期整備を図るよう都に要請がありました。

こうした練馬区の要請や地域の皆様のご意見を踏まえ、平成25年12月に公表した複数案について、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点からなる道路の機能や、移転棟数などの事業性を比較検討し、平成26年5月、練馬区間について幅員を22mに縮小する方針を定めました。

- 5 外環の2の練馬区間は、骨格幹線道路である放射7号線（目白通り）から放射6号線（青梅街道）までの延長約4.4kmの環状方向の路線であり、大泉街道、新青梅街道、千川通りなどと交差し、広域道路ネットワークを形成するとともに、災害時の安全な避難路の確保や、生活道路に流入している通過交通の抑制など、地域が抱える課題解決に必要な都市計画道路です。

これまで平成20年に明らかにした検討のプロセスに基づき、話し合いの会や広く意見を聴く会、オープンハウス等を通じて、地域の皆様のご意見を聴きながら検討し結論を得たことから、都市計画変更の手続を遅滞なく進めることとしました。

なお、練馬区間以外の青梅街道から東八道路までの区間については、引き続き、検討のプロセスに基づき、広く意見を聴きながら検討を進めていきます。

- 6 都市計画法第53条の規定では、都市計画施設の区域内において建築物等の建築をしようとするときは、区市長の許可を受けなければならない、とされています。

今回提案している都市計画案が決定された場合、これまでの事例と同様、外環の2の区域から外れる土地で建築物等の建築をしようとするときは、他の都市計画施設の区域内や市街地開発事業の施行区域内を除き、都市計画法第53条の規定に基づく許可は不要となります。

なお、高速道路の外環の都市計画事業承認・認可の告示に伴い、高速道路の外環の事業地内（地下トンネルの上部の土地を含みます。）において、土地の形質の変更や建築物の建築等を行おうとする場合には、都市計画法第65条の規定により、区市長の許可が必要になります。

- 7 今回提案している都市計画案の道路の線形については、条例で定める道路構造の技術的基準を遵守しつつ、既決定の都市計画の範囲内において、地形、地物、現道の活用等に配慮し設定しています。

本案については、都市計画決定権者である都が、変更素案を作成した段階で、本年6月から7月にかけて、説明会とオープンハウスを9回開催し、地域の皆様のご意見を聴いた上で取りまとめたものです。

以上